

## 4 小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

### (趣 旨)

第1 小型まき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）によるほか、この方針の定めるところによる。

### (制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
小型まき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数5トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域  
福島県の海面  
なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。
- (5) 漁業時期  
周年
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

### (許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 僚船は、許可番号第〇号〇〇丸と定める。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争等が生じたときは、直ちに關係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (4) 次に掲げる区域（規則第41条第1項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、毎年10月15日から11月14日までの間は操業してはならない。  
ア 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ5直線

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から  
90 度 1,500 メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点(標高 49.5 メートル)から 90 度 1,500 メ  
ートルの地点

点オ 点カから 90 度 1,000 メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

イ 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ 4 直線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線 3,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から 90 度 1,100 メー  
トルの地点

点エ 点オから 90 度 1,000 メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

ウ 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ 4 直線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から 90 度 1,000 メー  
トルの地点

点エ 点オから 90 度 1,000 メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

エ 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ 3 直線と最大  
高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 点エから 90 度 1,000 メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

オ 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ 3 直線と最大  
高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線 1,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 550 メートルの地点

点ウ 点エから 90 度 550 メートルの地点

点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線 1,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

(許可等をしない場合)

第 4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より 2 ヶ続以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から  
1 か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復し  
たと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第 5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から  
当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上  
支障がない場合に限り、第 4 の (2) の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
小型まき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数 5 トン未満で、申請のあった総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった馬力数以下
- (4) 操業区域  
福島県の海面

(5) 漁業時期  
周年

(6) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 僚船は、許可番号第〇号〇〇丸と定める。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争等が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (4) 次に掲げる区域（規則第 41 条第 1 項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、毎年 10 月 15 日から 11 月 14 日までの間は操業してはならない。

ア 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線 2,000 メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から 90 度 1,500 メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点(標高 49.5 メートル)から 90 度 1,500 メートルの地点

点オ 点カから 90 度 1,000 メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線 2,000 メートルの最大高潮時海岸線上の地点

イ 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線 3,000 メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から 90 度 1,100 メートルの地点

点エ 点オから 90 度 1,000 メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線 2,000 メートルの最大高潮時海岸線上の地点

ウ 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時 海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から 90 度 1,000 メートル  
の地点

点エ 点オから 90 度 1,000 メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

エ 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ 3 直線と最大  
高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 1,000 メートルの地点

点ウ 点エから 90 度 1,000 メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線 2,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

オ 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ 3 直線と最大  
高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線 1,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから 90 度 550 メートルの地点

点ウ 点エから 90 度 550 メートルの地点

点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線 1,000  
メートルの最大高潮時海岸線上の地点

附 則

- 1 この方針は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 50 年 8 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この方針は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。